

令和 6 年第 5 回瑞浪市農業委員会総会議事録

開催日時	令和 6 年 5 月 3 1 日（金） 午後 2 時 0 0 分 開会 午後 2 時 3 0 分 閉会		
開催場所	瑞浪市役所 4 階 全員協議会室		
議 長	大山 理晴 会長		
出席委員 （ 2 1 名）	委員	小 栗 智 幸	安 藤 良 一
		渡 邊 美 孝	大 山 理 晴
		勝 股 増 夫	鈴 木 録 郎
		奥 村 正 子	足 立 正 之
		土 屋 敏 子	成 瀬 良 美
		加 納 富 雄	遠 山 英 俊
		水 野 安 喜	
	農地利 用最適 化推進 委員	小 倉 清 弘	勝 股 重 雄
		三 輪 徳 夫	板 橋 仁 晃
		有 我 俊 春	渡 邊 俊 美
小 川 伸 二		岩 嶋 貞 夫	
欠席委員 （ 1 名）		安 田 清 和	
事務局	局長 伊 東 範 明 局長補佐 有 賀 大 輔 主査 日比野 有 真 主事 青 柳 慧一郎		
付議事項			
議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について			
議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について			
議第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画について			
議第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案について			
付議の内容については別添のとおり			

大山会長

(挨拶)

ただ今から令和6年第5回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。

瑞浪市農業委員会の会議規則第3条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますので、私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員13名、推進委員8名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の定足数であります過半数に達しており、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

議長

日程第1、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

それでは異議ないものと認め、議事録署名委員は、水野安喜委員と有我俊春委員の2名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第2に入ります。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。

渡邊俊美委員、説明をお願いします。

渡邊委員

去る5月21日に、安藤良一委員、三輪徳夫委員、日比野主査、私の4名で現地確認をいたしました。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては4件であります。

内容といたしましては、田が4筆、畑が4筆、その他が3筆で、面積2,192㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査

それでは、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の4ページから9ページになります。

では6ページをご覧ください。

3条—12

(議案書の内容を説明)

譲受人は瀬戸市で柚子の苗木を栽培していますが、気候変動への対応を鑑み、瑞浪市内に住宅と農地を購入し、苗木栽培の生産拠点を作るものです。

次に7ページをご覧ください。

3条—13

(議案書の内容を説明)

譲受人が農地を購入し、農業に励むものです。

次に８ページをご覧ください。

３条―１４

（議案書の内容を説明）

譲受人は生家が瑞浪市にあり、月に１０日ほど居住しつつ、果樹を育てており、生家付近の農地を購入し、果樹園として農業の拡大を図るものです。

次に９ページをご覧ください。

３条―１５

（議案書の内容を説明）

譲受人の自宅付近の農地を取得して農業の拡大を図るものです。

以上、議第１号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第１号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

（質問・意見無し）

議 長

別段、ご意見もないようですので、お諮りいたします

議第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

（全員挙手）

議 長

全員賛成ですので、議第１号は、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に議第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」、議題といたします。

渡邊俊美委員、説明をお願いします。

渡邊委員

農地法第５条の規定による許可申請につきましては５件であります。

内容といたしましては、田が３筆、畑が２筆、その他が１筆で、合計面積 2,158.69 ㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査

それでは、議第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案集の１０ページから１９ページになります。

まずは１２ページ、１３ページをご覧ください。

５条―３４

（議案書の内容を説明）

申請地は、都市計画で第1種住居地域に指定されている第3種農地で、宅地、公衆用道路に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

12ページ、14ページをご覧ください。

5条-35

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第1種住居地域に指定されている第3種農地で、宅地、公衆用道路に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

15ページ、16ページをご覧ください。

5条-36

(議案書の内容を説明)

申請地は、第2種農地で、宅地、公衆用道路に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

9ページ、17ページをお願いします。

5条-37

(議案書の内容を説明)

申請地は、第2種農地で、公衆用道路及び水路に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

18ページ、19ページをお願いします。

5条-38

(議案書の内容を説明)

申請地は、第2種農地で、畑、雑種地、水路に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第2号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

では、これより議第2号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委員

(質問・意見無し)

議長

別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします

議第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、申請のとり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委員

(全員挙手)

- 議 長 全員賛成ですので、議第２号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定します。
- 次に、議第３号「基盤強化法第１８条の規定による農地利用集積計画について」を議題といたします。
- 事務局、説明をお願いします。
- 青柳主事 それでは、議第３号「基盤強化法第１８条の規定による農用地利用集積計画」について、ご説明申し上げます。
- ２０ページをご覧ください。
- (議案書の内容を説明)
- 場所につきましては、２１ページをご参照ください。
- 以上、議第３号に係るご説明とさせていただきます。
- ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。では、これより議第３号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。
- 委 員 (質問・意見なし)
- 議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。
- 「基盤強化法第１８条の規定による農用地利用集積計画」について、異議のない委員は、挙手をお願いします。
- 委 員 (全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、議第３号は、原案のとおり承認することを決定いたします。
- 次に、議第４号「農業経営基盤強化促進法第十八条の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第十九条第三項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について」を議題といたします。
- 事務局、説明をお願いします。
- 青柳主事 それでは、議第４号「農業経営基盤強化促進法第十八条の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第十九条第三項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について」、ご説明申し上げます。
- ２２ページ、２３ページをご覧ください。
- (議案書の内容を説明)
- 場所につきましては、２４ページから２８ページをご参照ください。
- 以上、議第４号に係るご説明とさせていただきます。
- ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。では、これより議第４号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。
- 委 員 (質問・意見なし)

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。

「「農業経営基盤強化促進法第十八条の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第十九条第三項の規定による農用地利用集積等促進計画」について、計画のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第４号は、原案のとおり承認することを決定いたします。

以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会します。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名する。

令和 年 月 日

・ 議 長

・ 委 員

・ 委 員